

国 不 土 第 4 9 号
国 不 動 指 第 4 5 号
令 和 4 年 1 0 月 3 日

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会会長 殿

国 土 交 通 省
不 動 産 ・ 建 設 経 済 局
土 地 政 策 課 長
不 動 産 業 課 長
(公 印 省 略)

国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について（依頼）

国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下「法」という。）第23条において、一定面積以上の土地について土地売買等の契約を締結した場合には、権利取得者は、契約締結後2週間以内に、市町村の長を経由して都道府県知事又は指定都市の長に対し利用目的、取引価格等を届け出なければならないこととされています（以下「事後届出制」という。）。

事後届出制は、適正かつ合理的な土地利用の確保を図り、かつ、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去するために必要な制度であり、権利取得者の手続負担の軽減と土地取引の円滑化を勘案し、必要最小限の措置となっています。

しかしながら、一部の宅地建物取引業者の中には、届出が必要な土地取引について届出がなされていない者が散見されるなど、本制度の趣旨が必ずしも徹底されていない場合が見受けられます。このような無届の取引により法第47条第1号の罰則規定が適用された場合には、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第1項第3号又は第3項に基づく国土交通大臣又は都道府県知事による指示、同条第2項第1号の2又は第4項第1号に基づく国土交通大臣又は都道府県知事による業務の停止の対象となり得ます。

つきましては、本制度の趣旨を御理解の上、貴団体加盟業者に対して、業務に際しての法令の遵守や事後届出制の周知について、徹底いただきますようお願いいたします。

また、本制度は、宅地建物取引業法第35条第1項第2号に規定するその他の法令に基づく制限として、宅地建物取引業者が自ら土地を売却する場合の売主業者として又は土地取引の媒介を行う場合の媒介業者として説明が義務付けられている重要事項に該当する制度であることについても、併せて周知徹底いただきますようお願いいたします。

一定面積以上の土地取引には

届出が必要です!

市街化区域

2,000㎡以上

市街化区域以外の
都市計画区域

5,000㎡以上

都市計画区域外

10,000㎡以上

国土利用計画法に基づき…

- ▶ 届出期限は、契約締結日を含めて**2週間以内**です。
- ▶ 届出は、市町村長を経由して都道府県知事又は政令市市長に対して行います。
- ▶ 届出がなされた土地について利用目的を審査した後、必要に応じて勧告または助言が行われます。
- ▶ **届出は義務**であり、届出を**しなかった場合は罰せられます**。

詳しくは土地の所在地の都道府県または政令市にお問い合わせ下さい。



国土交通省

詳細はコチラから



ご存じでしたか？

届出必要Q&A

Q1

国土利用計画法の届出制度とは何ですか？

A 適正かつ合理的な土地利用の確保を図るための制度です。

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、一定面積以上の土地取引について届出制度を設けています。

Q2

届出の必要な土地取引と、届出事項について教えてください。

A 一定の面積以上の土地について売買などの契約を締結した場合に、土地の利用目的などについて届け出る必要があります。

届出が必要となるのは、一定面積以上^{※1}の土地について、土地売買等の契約^{※2}(対価の授受をとまなう土地に関する権利の移転または設定をする契約)を締結した場合です。

※1) 一定面積以上の土地

- イ) 市街化区域：2,000㎡以上
- ロ) イを除く都市計画区域：5,000㎡以上
- ハ) 都市計画区域以外の区域：10,000㎡以上

なお、個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が上記の面積以上となる場合には、個々の取引ごとに届出が必要となる場合があります。

※2) 土地売買等の契約

売買、交換、共有持分の譲渡、事業譲渡(営業譲渡)、譲渡担保、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権の譲渡、信託受益権の譲渡、地位譲渡 など

なお、これらの取引の予約である場合も含まれます。

届出事項については、(1)契約当事者の氏名・住所等、(2)契約締結年月日、(3)土地の所在および面積、(4)土地に関する権利の種別および内容、(5)土地の利用目的、(6)土地に関する対価の額などです。

Q3

届出は誰が行うのですか？ また、届出はいつまでに、どこで行えばよいのですか？

A 土地に関する権利の取得者が2週間以内に市・区役所、町村役場へ届け出なければなりません。

届出は、土地に関する権利の取得者(買主等)が行います。

契約(予約を含みます。)を締結した日を含めて2週間以内(たとえば、水曜日に契約を締結したら、翌々週の火曜日まで)に、土地の所在する市・区役所、町村役場の国土利用計画法担当窓口へ届け出てください。

※届出期間の最終日が行政機関の休日(土日、国民の休日、十二月二十九日～翌年一月三日)である場合には、特例として、休日の翌日(次の開庁日)が期限となります。

※注視区域・監視区域に指定されている地域における土地取引の届出については、契約(予約を含みます。)の6週間前に届出が必要です。監視区域については面積要件等も異なりますので、詳しくは土地の所在する都道府県・政令市の国土利用計画法担当課または最寄りの市・区役所、町村役場へおたずね下さい。

Q4

届出をしないとどうなりますか？

A 届出をしないと法律で罰せられます。

届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、6ヶ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

Q5

連絡窓口・連絡先はどこですか？

A 国土利用計画法に基づく土地取引の届出に関するご相談については、次の都道府県・指定都市の連絡窓口・連絡先にご連絡ください。

URL https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk2_000001_00004.html



国土利用計画法 都道府県・指定都市窓口